改正後	改正前
別表第三　移動電気通信役務収支表の様式（第５条及び第６条関係） 移動電気通信役務収支表 事業者名 事業年度　自　年　月　日 至　年　月　日 （単位　円） ［表略］ （記載上の注意） １　第８条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第３項に規定する基準は、次のとおりとする。 ［(1)～(3)　略］ ［２・３　略］	**別表第三**　移動電気通信役務収支表の様式（第５条及び第６条関係） 移動電気通信役務収支表 事業者名 事業年度　自　年　月　日 至　年　月　日 （単位　円） ［表同左］ （記載上の注意） １　第８条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第２項に規定する基準は、次のとおりとする。 ［(1)～(3)　同左］ ［２・３　同左］
別表第六　移動電気通信役務費用整理表の様式（第５条及び第10条関係） 移動電気通信役務費用整理表 事業者名 事業年度　自　年　月　日 至　年　月　日 ［**様式第１・様式第２**　略］ **様式第３**　主要な配賦対象の費用項目 ［表略］ （記載上の注意） ［１～４　略］ ５　「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を同欄に記載すること。	**別表第六**　移動電気通信役務費用整理表の様式（第５条及び第10条関係） 移動電気通信役務費用整理表 事業者名 事業年度　自　年　月　日 至　年　月　日 ［**様式第１・様式第２**　同左］ **様式第３**　［同左］ ［表同左］ （記載上の注意） ［１～４　同左］ ５　「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を「当該費用項目の配賦基準」の欄に記載すること。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号、第三十四条第二項、第三項第二号及び第六項並びに第百九条第二項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十七日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
様式第17の４の６（第23条の９の３関係） 役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定） 事業年度　自　年　月　日 至　年　月　日	**様式第17の４の６**（第23条の９の３関係） 役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定） 事業年度　自　年　月　日 至　年　月　日